

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その全てを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の平成29年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・市町村交付金(社会保障財源化分) 84,288

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		社会保障施策 に要する経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分 の市町村交付金)※	その他
社会 福祉	福祉医療費給付事業	64,571	17,430	0	0	37,860	9,281
	高齢者移動支援事業	5,998	0	0	0	4,817	1,181
	児童手当給付事業	171,048	144,026	0	0	21,702	5,320
	小 計	241,617	161,456	0	0	64,379	15,782
保健 衛生	予防接種事業	24,789	0	0	0	19,909	4,880
	小 計	24,789	0	0	0	19,909	4,880
合 計		266,406	161,456	0	0	84,288	20,662

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。